

部活動に係る活動方針(令和3年度より)

滋賀県立長浜北星高等学校

<部活動の意義>

本校のめざす知・徳・体・技の調和のとれた心豊かな人間性を育む教育のもと、生徒の自主的・主体的な参加により、スポーツや文化に親しみ、活動を通じて好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する。

<基本方針>

- ・学習と部活動の両立を目指し、地域や保護者と連携を図りながら、活力ある学校づくりを推進する。
- ・競技力や体力の向上にとどまらず、自主性や社会性、人間性を成長させる活動に努める。
- ・生徒の心身の適切な健康管理を行い、安心して活動できる環境づくりに努める。

<留意事項>

1. 活動時間、適切な休養日等の設定

活動時間については、成長期にある生徒が、運動や食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とし、各顧問は、各部活動の実態に合わせて活動計画を予め策定する。

- ・1日の活動時間は、平日で概ね3時間以内、週休日及び休業日は概ね4時間以内とする。
- ・休養日は、原則週1日以上設定する。それに加え、週休日については4週あたり2日以上を休養日とする。なお、大会等の日程の関係で、予定していた週休日等の休養日に活動をする場合は、その前後2週間の内に休養日を設定する。
- ・朝練習は原則行わない。
- ・特別な事情の無い限り、19時30分下校とする。
- ・なお、部活動の競技・部門・種目の特性や、一時的な事情により、上記基準の適用が難しい場合は、校長の許可を得て活動することができる。(定期考査期間中等の活動も含む。)

2. 参加する大会などの見直し

生徒や顧問の負担が過度とならないために、参加する大会等を精査するよう努める。

3. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- ・顧問は、外傷やスポーツ障害を予防するとともに、活動場所における施設・設備を定期的に点検し、事故防止に努める。
- ・学校は選手、マネージャー等に心肺蘇生法やAED使用に関する講習を行い、危機管理体制を整える。
- ・顧問は、気温・湿度を考慮して休憩時間・給水方法・休養日を設定することで、熱中症対策を怠らない。

4. 体罰等の禁止について

全教員が「懲戒」として「体罰」をおこなうことが、法律により明確に禁止され、決して許されないものであると認識したうえで、部活動の指導に当たる。